

ジェネリック医薬品に関するお知らせ

問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 企画・保健係 ☎ 0952-64-8476

【佐賀県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ】

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用されているお薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えられた場合に、お薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるかを試算した差額通知ハガキを「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」として、1月末に送付しています。

○通知の対象となる方

令和6年10月に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりの自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる方が対象となります。

※必ずしも全員の方に届くわけではありません。

○通知の記載内容について

1. お薬にかかった金額のみを表示しています。実際の窓口でのお支払いには、技術料・管理料等の費用が加算されます。
2. ジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

○ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造・販売される医薬品です。国の厳しい審査基準を満たし、先発医薬品と同等の有効性や品質を持つ低価格の医薬品ですが、まったく同一というわけではありません。

なお、一部後発医薬品は供給量が減少しており、在庫が不足している場合があります。

希望通りに変更できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

○ジェネリック医薬品の使用のメリットは？

医療の質を落とさずに、個人の費用負担と増大し続けている医療費を抑制することができます。

令和7年度より農地の貸借方法が変わります

問 産業振興課 農地係 ☎ 92-7945

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行されたことにより、令和7年4月以降は新規での契約及び現在結んでいる基盤強化法（相対）の貸借契約期間満了後は、農地法か農地中間管理事業の推進に関する法律のいずれかの法律に基づく契約に変更する必要があります。

現在の基盤強化法（相対）での利用権の期間を延長したい方や新規で利用権を結びたい方は、令和7年2月20日までに地区の農業委員または農業委員会事務局までお申し出ください。

根拠法令	農地法	農地中間管理事業の推進に関する法律	農業経営基盤強化促進法
契約方法	相対で契約	佐賀県農業公社を介した契約	相対で契約
対象農地	すべての農地	市街化調整区域	市街化調整区域
賃借料	物納または金銭	金銭のみ（口座決済）※下記参照	物納または金銭
申請方法	農業委員会へ許可申請	農業委員会へ申し出	農業委員会へ申し出
契約の自動更新	賃借権の場合自動更新	自動更新なし（再貸付あり）	自動更新なし（再貸付あり）
農地返還	返還の手続き必要	期間満了で自動返還	期間満了で自動返還
その他	申請時に「全部事項証明書」の添付が必要	賃借料のほか公社へ手数料を支払う（賃料年額の1%＋消費税）	地域計画策定とともに廃止

※物納をしたい場合には、使用貸借契約を行っていただき、個別に引き渡しをお願いします。